

## Ⅱ. 第4次男女平等アクションプラン

第3次計画の評価と課題を踏まえ、つぎの取り組みを行ないます。

### 1. 取り組みについて

- (1) 取り組み期間は、2014年11月（第27回年次大会）～2020年11月まで（第33回年次大会まで）の6年間とする。
- (2) 連合山形「第4次男女平等アクションプラン」については、男女平等行動委員会が進捗状況（2017年度と2019年度）を確認し、プランの推進がはかれるよう具体的な取り組みを進めていくこととする。進捗状況については、執行委員会などで公表し、必要があれば行動計画を見直すこととする。
- (3) 構成組織については、産別や単組の目標を基本に取り組むこととするが、本アクションプランの目標達成に向けても協力し取り組むこととする。なお、構成組織で計画を策定していない場合は、本アクションプランに取り組むこととする。
- (4) 2014年度実施した「トップリーダー男女平等参画推進宣言」や「連合山形三役と女性委員会役員との直接対話」の内容について、構成組織へのフォロー・検証を行いながら、本アクションプランの推進をはかっていく。

### 2. 具体的な女性の参画目標

#### (1) 連合山形としての取り組み

##### ① 運動方針で明記

- a. 男女平等参画推進と本部「3つの目標」を活動方針に明記する。

##### ② 執行機関への参画促進

- a. 女性執行委員を3名以上とする。(ステップ 1)
- b. A～Dの各産別グループから1名以上女性執行委員を選出する。(ステップ 2)
- c. 三役に女性を選出するよう努力する。(ステップ 3)

##### ③ 意思決定・決議機関への参画促進

- a. 大会（地方委員会）の女性代議員数を2017年度まで全体の20%に拡大、2020年まで30%に拡大する。同時にクォータ制導入に向け取り組む。
- b. 大会議長のうち1名を女性とする。地方委員会は隔年で女性を議長とする。
- c. 大会各役員に2名以上女性を選出し、委員長に選出するよう取り組む。

#### ④ 各種委員会への参画促進

- a. 連合山形各種委員会等の女性委員を2名以上とする。

#### ⑤ 審議会等への参画促進

- a. 国や県の審議会に対し、複数の審議会委員の推薦がある場合、必ず女性を推薦する。
- b. 審議会委員などの役割を担うためのオリエンテーションを実施する。

#### ⑥ 教育活動・交流の強化

- a. 男女共生集会を6月に開催する。
- b. 女性リーダー研修会を開催する。
- c. 青年層における交流集会を開催する。
- d. 連合本部・東北ブロックが行う研修会や集会へ積極的に参加者を派遣する。
- e. 趣旨に賛同できる会議・視察・交流・研修などへの積極的に参加者を派遣する。

#### ⑦ 啓発活動の強化

- a. 連合山形（女性委員会、青年委員会を含む）が発刊する機関紙やホームページに男女平等の課題や取り組みなどを積極的に掲載しPRする。
- b. 女性委員会と連携し、男女平等の意識を啓発するポスターやチラシを作成する。

#### ⑧ 地域協議会の取り組み

- a. 全6地域協議会に女性委員会を設置する。
- b. 地協役員に女性がいない地協は1名を選出し、1名選出している地協は複数化をはかる。
- c. 女性のリーダー研修・交流会の開催や、男女平等を考える研修会を開催する。

### (2) 構成組織・加盟組織としての取り組み

#### ① 運動方針で明記

- a. 男女平等参画推進と本部「3つの目標」を活動方針に明記する。

#### ② 執行機関への参画促進

- a. 職場委員、分会・支部役員への女性選出を積極的に行ない、女性役員を2017年まで1名以上選出する。

- b. 女性役員を選出している組織は、組合員比率に応じた女性役員を選出に近づこう努力する。

### ③ 意思決定・決議機関への参画促進

- a. 連合山形大会（地方委員会）については、連合山形の取り組みに基づき、達成できるように努力する。
- b. 大会を代議員制としている組織については、女性代議員の目標を定める。また、大会の雰囲気になれることや育成の観点から、女性の傍聴者を増やす努力をする。
- c. 大会議長や大会役員に女性を選出するよう取り組む。
- d. 大会以外の決議機関についても大会代議員、大会役員に準じた考え方で取り組む。

### ④ 各種委員会への参画促進

連合山形の取り組みに基づき、達成できるように努力する。特に非専従の委員については、その役割を果たせるよう労使で環境整備を行う。

### ⑤ 女性の活動を促進する委員会の設置

男女平等参画に関する委員会および、女性のエンパワーメントを発揮できる女性委員会等を設置する。

### ⑥ 男女平等参画計画の策定

上記①、⑤の目標が達成できた組織は、男女平等参画推進計画を策定する。

### ⑦ 教育活動・交流の強化

連合山形や産別が主催する集会や研修会に積極的に参加する。